

○大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

平成29年8月30日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の商店街の活性化を図るため、当該商店街の空き店舗等を活用して、当該商店街のにぎわいの創出及び振興に資する活動を行う者に対し、予算の範囲内において大子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 おおむね10軒以上の小売業、サービス業等の店舗が近接している区域
- (2) 空き店舗等 過去に事業の用に供されていた店舗、事務所等で、1か月以上事業の用に供されていないもの（居宅と兼用する店舗、事務所等も含む。）をいう。

(令6告示32・令7告示28-7・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 商店街の空き店舗等を取得し、又は賃借している者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者として開業している、若しくは第8条に規定する商店街空き店舗等活用支援事業補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を提出するまでに開業している者又は商店街の振興に資する活動を行っている町長が認める団体
- (2) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者。ただし、町長が商店街の振興に寄与すると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 市町村税を滞納していない者
- (4) 空き店舗等の所有者又は所有者の2親等内の親族若しくは所有者と生計を一にする者でないこと。法人にあっては、これらの者を役員としていないこと。

- (5) 大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号又は第3号に規定する者若しくはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 同一の事業に対して、町又は他の団体から別に補助金の交付を受けていない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者でないこと。

（令4告示78—3・令6告示32・一部改正）

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町の商業環境の向上に資すると認められる事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小売業、サービス業その他これらに類する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当であると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業
- (2) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する連鎖化事業
- (3) 空き店舗等を専ら倉庫等として利用する事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

（令4告示78—3・令7告示28—7・一部改正）

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

（令4告示78—3・一部改正）

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、店舗改修費に係る補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前にこの項前段に規定する申請を行わなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支計画書

- (2) 資金計画書（様式第2号）
- (3) 市町村税完納証明書
- (4) 売買契約書又は賃貸契約書の写し
- (5) 登記事項証明書又は開業の届出書の写し（既に開業している場合）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種であって、既に許認可を取得している場合）
- (7) 店舗改修費に係る補助金の交付を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類の写し
 - ア 店舗改修の内容が分かる書類
 - イ 店舗改修に係る経費の内訳が分かる書類
- (8) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (9) 申請者が法人及び団体である場合にあつては、定款又はこれに準ずるものの写し
- (10) 店舗改修前写真（店舗改修の場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付の決定を受けた者は、はじめに補助金の交付の決定を受けた日（以下「初年度交付決定日」という。）の属する年度の翌年度の店舗賃借料に係る補助金の交付を受けようとする場合は、初年度交付決定日の属する年度の翌年度の4月30日までに、申請書に、最新期の決算書（決算期を一度以上迎えている場合）及び前項各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、前項第4号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる書類については、前年度の申請書及び実績報告書に添付したもので変更がない場合は、添付を省略することができる。

（令4告示78—3・令7告示28—7・一部改正）

（補助金の交付の決定）

第7条 店舗改修費に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、補助金の交付の決定の通知があるまで、店舗改修工事に着手してはならない。

2 補助金の交付の決定をした額については、増額はできないものとする。

（令7告示28—7・一部改正）

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、初年度交付決定日の属する年度の3月31日まで（初年度交付決定日の属する年度の翌年度の店舗賃

借料に関しては補助期間満了後30日以内)に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 登記事項証明書又は開業の届出書の写し(交付申請時に開業していない場合)
- (3) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合)
- (4) 店舗改修後の完成写真(店舗改修の場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 初年度交付決定日の属する年度の翌年度に実績報告書を提出するときは、前項第2号及び第3号に掲げる書類については、前年度の申請書又は実績報告書に添付したものから変更がない場合は、添付を省略することができる。

(令4告示78-3・令7告示28-7・一部改正)

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められたとき。
- (3) 町内で補助対象事業を継続して5年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 死亡又は病気若しくはけが等の理由により補助対象事業を継続できない場合

イ 天災地変その他の避けることができない理由により補助対象事業の継続が困難である場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、補助対象事業を継続できないことがやむを得ないものと町長が認める場合

(令4告示78-3・追加、令6告示32・一部改正)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(令4告示78-3・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第78—3号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の太子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第32号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の太子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和7年告示第28—7号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の太子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の太子町商店街空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請その他の行為について適用し、同日前までの申請その他の行為については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

(令4告示78-3・全改、令7告示28-7・一部改正)

補助対象経費		補助額
経費の種類	補助期間	
<p>店舗改修費（内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費。消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>※初年度交付決定日の属する年度内に工事が完了するものに限る。</p>		<p>1 店舗改修費の2分の1以内の額とし、150万円を限度とする。</p> <p>2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>店舗賃借料（店舗（来客者用駐車場を含む。）の賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費及びその他これらに類する費用並びに消費税及び地方消費税を除く。））</p>	<p>空き店舗等で補助対象事業を開始した日（以下「開業日」という。）の属する月の翌月の初日（開業日が月の初日である場合は、開業日から起算して1年間。ただし、初年度交付決定日の属する月の初日が開業日の属する月の翌月の初日（開業日が月の初日である場合は、開業日）より遅い場合には、補助金の交付の決定を受けた日の属する月の初日を補助期間の始期とする。</p>	<p>1 月額賃借料の2分の1以内かつ5万円以下とし、最大12か月分とする。</p> <p>2 開業日の属する月の翌月（1日に開業する場合に当たっては、該当月）から対象とする。</p> <p>3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 上記店舗改修費と併用する際は、改修費含め上限150万円とする。</p>